

議案第19号

羽曳野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和6年2月26日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)の一部改正に伴い、市営住宅の入居資格の緩和要件である裁判所の命令に関する既存の規定内容が新設の条に規定されることから、同条を引用するための改正を行うほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

# 羽曳野市営住宅条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市営住宅条例(平成9年羽曳野市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第1項第1号ア」を「前項第1号ア」に改め、同項第1号中「アからウまで」を「アからオまで」に改め、同項第4号中「該当するもの」の次に「である場合」を加え、同号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「おいて」の次に「これらの規定を」を加える。

第6条第2項中「第3号から第5号まで」を「第3号及び第4号」に改め、同条第3項中「同条第1項第1号から第5号まで」を「同項各号」に改める。

第15条第2号及び第36条中「すべて」を「全て」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条第3号中「第34条第1項」を「第35条第1項」に改める。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

羽曳野市営住宅条例 新旧対照表

新	旧
<p>(公営住宅の入居者資格)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 <u>前項第1号ア</u>に規定する特に居住の安定を図る必要がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 入居者又は同居者に<u>アからオまでの</u>いずれかに該当する者がある場合 ア～オ 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で<u>ア又はイのいずれかに該当するものである場合</u> ア 省略 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>これらの規定を</u>準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(公営住宅の入居者資格の特例)</p> <p>第6条 1 省略</p> <p>2 前条第1項各号に掲げる条件のうち<u>第3号及び第4号</u>に掲げる条件のいずれか又は全部を具備しない者であっても、市長が特に必要であると認めるものについては、同項の規定にかかわらず、これらの条件を具備する者とみなす。</p> <p>3 前条第1項第1号イに掲げる場合に該当する公営住宅の入居者は、<u>同項各号</u>に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>第7条～第14条 省略 (一時不在の承認)</p> <p>第15条 市営住宅の入居者は、次の各号に掲げる場合は、規則に定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p>	<p>(公営住宅の入居者資格)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 <u>第1項第1号ア</u>に規定する特に居住の安定を図る必要がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 入居者又は同居者に<u>アからウまでの</u>いずれかに該当する者がある場合 ア～オ 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で<u>ア又はイのいずれかに該当するもの</u> ア 省略 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(公営住宅の入居者資格の特例)</p> <p>第6条 1 省略</p> <p>2 前条第1項各号に掲げる条件のうち<u>第3号から第5号まで</u>に掲げる条件のいずれか又は全部を具備しない者であっても、市長が特に必要であると認めるものについては、同項の規定にかかわらず、これらの条件を具備する者とみなす。</p> <p>3 前条第1項第1号イに掲げる場合に該当する公営住宅の入居者は、<u>同条第1項第1号から第5号まで</u>に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>第7条～第14条 省略 (一時不在の承認)</p> <p>第15条 市営住宅の入居者は、次の各号に掲げる場合は、規則に定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p>

<p>(1) 省略</p> <p>(2) 入居者及び<u>全て</u>の同居者が、1 月以上市営住宅を使用しない場合</p> <p>第 16 条～第 35 条 省略</p> <p>(明渡しの費用)</p> <p>第 36 条 第 32 条第 3 項又は前条第 2 項の規定により市営住宅を明け渡さなければならない者は、当該明渡しに要する費用及びそのために生じる<u>全て</u>の損害を負担しなければならない。</p> <p>第 3 章 社会福祉法人等による公営住宅の使用</p> <p>(社会福祉事業等に活用する公営住宅の使用許可)</p> <p>第 37 条 市長は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に定める社会福祉法人及び公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令(平成 8 年厚生省令・建設省令第 1 号)第 2 条に定める者(以下「社会福祉法人等」という。)が公営住宅を使用して<u>同令</u>第 1 条に定める事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第 38 条～第 43 条 省略</p> <p>第 4 章 駐車場の管理</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第 44 条 駐車場を使用することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>第 35 条第 1 項</u>に規定する場合に該当しないこと。</p> <p>以下省略</p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 入居者及び<u>すべて</u>の同居者が、1 月以上市営住宅を使用しない場合</p> <p>第 16 条～第 35 条 省略</p> <p>(明渡しの費用)</p> <p>第 36 条 第 32 条第 3 項又は前条第 2 項の規定により市営住宅を明け渡さなければならない者は、当該明渡しに要する費用及びそのために生じる<u>すべて</u>の損害を負担しなければならない。</p> <p>第 3 章 社会福祉法人等による公営住宅の使用</p> <p>(社会福祉事業等に活用する公営住宅の使用許可)</p> <p>第 37 条 市長は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に定める社会福祉法人及び公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令(平成 8 年厚生省令・建設省令第 1 号)第 2 条に定める者(以下「社会福祉法人等」という。)が公営住宅を使用して<u>同省令</u>第 1 条に定める事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第 38 条～第 43 条 省略</p> <p>第 4 章 駐車場の管理</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第 44 条 駐車場を使用することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>第 34 条第 1 項</u>に規定する場合に該当しないこと。</p> <p>以下省略</p>
---	--